

岩国市・和木町中学校教育研究会会則

(名称)

第1条 本会は、岩国市・和木町中学校教育研究会と称し、事務局を会長の所属校に置く。

(目的)

第2条 本会は、岩国市並びに和木町中学校教育に関する研究を推進し、その振興を図ることを目的とする。

(会員及び組織)

第3条 本会の会員は、岩国市立中学校・和木町立中学校及び山口県立高森みどり中学校の教職員とする。

第4条 本会に教育研究部会（以下「部会」という。）を置く。部会については細則で定める。

(事業)

第5条 本会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 総会
- 2 各部会の研究活動
- 3 その他、本会の目的達成に必要な事項

(役員)

第6条 本会には、次の役員を置く。

- | | | |
|---|-----------|------|
| 1 | 会 長 | 1名 |
| 2 | 副 会 長 | 2名 |
| 3 | 部 会 長 | 各部1名 |
| 4 | 副 部 会 長 | 各部1名 |
| 5 | 事 務 局 長 | 1名 |
| 6 | 事 務 局 担 当 | 若干名 |
| 7 | 監 査 | 2名 |

(役員を選出・任期)

第7条 役員を選出は次の方法による。

- 1 正副の会長および監査は、部会長会において推薦し、総会の承認を得る。
- 2 部会長と副部会長は、各部会員の互選による。
- 3 事務局長は、事務局担当の中から会長所属校の教頭をあてる。
- 4 事務局担当は、教頭の中から会長が委嘱する。

第8条 役員任期は1年とする。ただし、再選を妨げない。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- 1 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは会務を代行する。
- 3 部会長は、各部会の運営にあたり、部を代表して部会長会の構成員となる。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは部会長職務を代行する。
- 5 事務局長は、事務局会議を統括する。
- 6 事務局担当は、事務局会議の構成員となり、本会の企画・運営に当たる。
- 7 監査は、本会の会計を監査する。

(会議)

第10条 本会の会議は、次のとおりとする。

- 1 会議は、総会、部会長会議、拡大部会長会議、事務局会議および部会とする。
- 2 総会は、年1回会長が開き、会則・細則の改正、役員選出および、事業計画・予算案等重要事項の承認を行う。
- 3 部会長会議は、正副の会長ならびに部会長（代理を認める）を構成員として会長が開き、正副の会長等の推薦、会則・細則の改正および本会の企画・運営、予算等に関する事項の審議を行う。
- 4 拡大部会長会議は、部会長会に部会長が選出されていない学校代表1名を加えて構成し、会長が必要と認めたときに開く。
- 5 事務局会議は、正副の会長、事務局担当を構成員として会長が開き、本会の企画・運営等について協議する。
- 6 部会は、部会員を構成員として部会長が会長の承認を得て開き、部会長等の選出、部会研修の企画・運営について審議、決定し、研究活動を推進する。

第11条 会議は構成員の2分の1以上の出席をもって成立し、決議は過半数をもって決定する。

(経費)

第12条 本会の経費は、会費および岩国市・和木町の補助金、その他による。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年の3月31日までとする。

附 則

- 1 本会の運営等に係わる細則は別に定める。
- 2 本会則は、平成18年5月1日から施行する。

岩国市・和木町中学校教育研究会細則

1 教育研究部会

(1) 部会の構成

○ 教科部会

国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭、英語、養護、学校栄養、学校事務

○ 領域部会

道徳、特別活動、学校図書館、情報教育、人権教育、特別支援教育、生徒指導、学校保健、キャリア教育、総合的な学習、教育相談

○ 特別部会

へき地・複式教育

(2) 部会への所属

教科部会については全員が所属し、領域部会については、できるだけ所属するものとする。

(3) 部会の開催

○ 各部会の研修回数は年間3回を原則とする。開催の時期は、総会時、夏季休業中および2学期または3学期とする。

○ 各部会の研修日程は半日とする。(長期休業中に行う場合はこの限りではない。)

○ 旅行の範囲(研修場所)は、岩国市、和木町内を目安とする。(長期休業中などに自己研修として行う場合はこの限りではない。)

2 会議

(1) 総会は、原則として5月に開き、必要に応じて臨時総会を開くことができる。

3 夏季講演会

(1) 3年に一度開催することとする。必要経費は毎年積み立てることとする。

4 会費

(1) 会員一人年額1500円とする。

附 則

1 本細則は、平成18年5月1日から施行する。

2 本細則は、平成28年4月28日から施行する。